

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成25年分の所得税および復興特別所得税、市・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。期間中は会場が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです。

■確定申告について

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。申告が必要な人は日時・書類を確認して期限までに申告しましょう。

会場▼ビエント高崎 (高崎市問屋町2-17)

受付時間▼午前9時～午後4時

申告期間 (ビエント高崎)▼

2月13日 (木) ～ 3月17日 (月)

※土・日曜日 (左記日曜相談日以外) を除く。

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。

日曜相談日▼2月23日 (日)・3月2日 (日)

日曜相談日受付時間▼午前9時～午後4時

※市役所(☎)では簡易な確定申告に限り、相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。

- 営業所得 (税務署から申告書が送付された人)
- 青色申告
- 譲渡所得 (土地・建物・株式など)
- 外国為替証拠金取引 (FX) による所得
- 肉用牛の売却による所得
- 山林所得
- 初回の住宅ローン控除

■申告書の作成はインターネットで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータはe-Tax (電子申告) を利用して提出することができます。印刷して「書面」により提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

※申告書を郵送で提出する場合は、「郵便物」(第一種郵便物) または「信書便物」として送付してください。宛先▼〒370-0045

高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

封筒に「申告書在中」と記載してください。

■市・県民税の申告について

次のいずれかに該当する人で、確定申告をする必要がない人は市・県民税の申告をお願いします。(確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません)

- 遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで、同居の親族の扶養になっていない人
 - 所得証明書などの証明書が必要になる人
 - 給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない人(勤務先にご確認ください)
 - 給与・公的年金以外の所得がある人(20万円以上の場合)は確定申告をしてください
 - 市外在住者の扶養になっている人
- 会場▼市役所(☎)
- 受付時間▼午前9時～午後4時
- 期間▼2月13日 (木) ～ 3月17日 (月)
- ※土・日曜日を除く。

■社会保険料控除用納付額確認書の発送

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を1月下旬に発送します。この確認書には平成25年中にお支払いいただいた社会保険料の額を記載してありますので、申告で社会保険料控除を受ける際には添付してください。

■障害者控除を申告する皆さんへ

障害者控除の申告には、毎年資料の提示が必要です。申告の際には障害者手帳またはそのコピー(氏名・等級が確認できるところ)か、P6に記載の「障害者控除対象者認定書」をご用意ください。なお、障害年金の受給のみでは障害者控除は受けることができませんので、ご注意ください。

■待ち時間短縮にご協力ください

申告期間中は大変混雑しますので、待ち時間短縮のためにも次のことにご協力ください。

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成して税務署への提出をお願いします。
- 医療費控除を申告する場合は、平成25年中に支払った医療費の領収書の集計を事前に行ってください。(インフルエンザの予防接種や診断書代などは医療費控除の対象外なので、ご注意ください)

○農業・営業・不動産所得などの収支内訳書は必ず事前に記入してきてください。(金額が集計されていない場合、申告を受けられない場合がありますので、ご了承ください)

P12・13の間に申告に関する詳細を掲載していますので、そちらも御覧ください。